

平成26年会社法改正に伴う有価証券上場規程等の一部改正について

2015年4月10日

株式会社東京証券取引所

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年5月1日から施行します。

今回の改正は、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、特別支配株主の株式等売渡請求制度が導入されるほか、社外取締役や社外監査役の社外性要件の一部緩和が行われることなどを踏まえ、適時開示事由の見直しを行うなど所要の制度整備を行うものです。

I. 改正概要

1. 特別支配株主の株式等売渡請求制度の新設に伴う制度整備

(1) 適時開示事由の追加

- 特別支配株主の株式等売渡請求に関し、以下の場合に適時開示を求めます。

①株式等売渡請求に係る承認又は不承認を行うことについて決定した場合

②特別支配株主が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をした事実又は当該特別支配株主が当該決定に係る株式等売渡請求を行わないことを決定した事実が発生した場合

(2) 上場廃止基準の追加

- 特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合には、その上場を廃止するものとします。

2. 独立役員の独立性に関する開示の見直し

- 10年以上前に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者について、独立役員に指定できることとし、指定する場合には、その旨及びその概要の開示を求める。

(備 考)

- ・有価証券上場規程(以下、「規程」という。)第402条第1号a~q及び同条第2号nの2

- ・規程第601条第1項第18号の2

- ・有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号b(a)等

※独立役員に指定しない社外役員についても、同様とします。

3. その他

- (1) 全部取得条項付種類株式の全部の取得に係る適時開示事由の追加
- ・ 全部取得条項付種類株式の全部の取得を決定した場合について、適時開示事由として明確化します。
- (2) その他
- ・ その他所要の改正を行います。

・ 規程第402条第1号ap

II. 施行日

本年5月1日から施行します。

以上